

改正

平成17年11月9日規則第48号

平成20年3月26日規則第13号

平成20年7月2日規則第61号

平成20年10月31日規則第71号

平成22年12月29日規則第59号

平成24年7月6日規則第45号

平成26年5月30日規則第34号

平成27年3月31日規則第4号

令和元年12月11日規則第28号

八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集の方法)

第2条 市長は、条例第2条の規定による公募を行うに当たっては、公平を期すため、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により一般に周知するものとする。

(指定申請書等)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第1項第1号に規定する事業計画書及び同項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に属する各年度における当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し）
- (3) 定款又はこれに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 指定の申請の日の属する事業年度の直前2年の各事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等をいう。）。ただし、指定の申請の日の属する事業年度に設立さ

れた法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録とする。

- (5) 指定の申請の日の属する事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、条例第3条第1項に規定する法人その他の団体が複数の法人その他の団体が共同して構成するもの（以下「共同企業体」という。）である場合は、同項に規定する規則で定める申請書は指定管理者指定申請書（様式第2号）とし、同項第1号に規定する事業計画書及び同項第2号に規定する規則で定める書類は前項第1号に掲げる書類及び当該共同企業体を構成する法人その他の団体ごとの同項第2号から第9号までに掲げる書類とする。

（欠格事由）

第3条の2 条例第3条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である法人その他の団体であるとき。
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体であるとき。
- (4) 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。
- (6) 八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号。以下「職員倫理条例」という。）第8条第1項の警告を受け、その警告の日から2年を経過しない法人その他の団体であるとき。

(7) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれか（カからクまでを除く。）に該当するものがあるときを含む。）。

ア 暴力団員等である者

イ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 暴力的不法行為等に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）

オ 職員倫理条例第8条第1項の警告を受け、その警告の日から2年を経過しない者

カ 精神の機能の障害により公の施設の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

キ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

ク 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(8) その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。

(9) 市長、副市長、教育長、市議会の議員、教育委員会、選挙管理委員会若しくは公平委員会の委員、監査委員若しくは農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又はこれらの者の親族（配偶者、父母及び子に限る。）が代表者等である法人その他の団体であるとき。ただし、市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会及び公平委員会の委員、監査委員並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員が代表者等である市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人にあっては、この限りでない。

(10) 条例第11条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を

経過しない法人その他の団体であるとき。

(指定等の告示)

第4条 条例第7条第2項（条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定をした場合

- ア 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- イ 指定管理者の名称及び所在地
- ウ 指定の期間

(2) 指定を取り消した場合

- ア 管理を行わせていた公の施設の名称及び所在地
- イ 指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地
- ウ 指定を取り消した日

(3) 管理の業務の停止を命じた場合

- ア 管理を行わせている公の施設の名称及び所在地
- イ 指定管理者の名称及び所在地
- ウ 管理の業務の停止を命じた期間
- エ 停止を命じた管理の業務の内容

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月9日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月2日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第71号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月29日規則第59号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年5月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第3条の2第10号の規定は適用せず、この規則による改正前の第3条の2第10号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年12月11日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

共同企業体の名称

代表となる 所在地

法人・団体 名称

代表者の氏名

印

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 担当者連絡先

担当者の氏名	
連 絡 先	

3 共同企業体構成団体表

構 成 団 体	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	印
	担当者の氏名	
	連絡先	
構 成 団 体	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	印
	担当者の氏名	
	連絡先	
構 成 団 体	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	印
	担当者の氏名	
	連絡先	